

## 委託業務仕様書（案）

### 1 事業名

平成29年度わかやま“和み”暮らし現地体験会実施事業

### 2 業務目的

本業務は、わかやまへの移住に関心のある主に首都圏及び関西圏の都市部在住の方を対象にしたわかやま“なごみ”暮らしを体験する現地体験会を開催し、わかやまの魅力の発信と移住への動機付けを図り、本県への移住を促進することを目的とする。

### 3 業務内容

(1)わかやま“なごみ”暮らし現地体験会の企画・調整・手配・運営

①開催回数：10回程度（1泊2日、2泊3日の2種類）

②開催場所：開催場所に偏りが生じないように、原則として紀北、紀中及び紀南エリアで実施し、複数の移住推進市町村を組み合わせること。

[移住推進市町村（地域）]

海南市（大崎地域）、紀美野町、紀の川市（鞆淵、奥安楽川、細野、麻生津地域）、かつらぎ町（天野、新城、四郷、御所、山崎地域）、九度山町、高野町、湯浅町、広川町（津木地域）、有田川町（清水地域）、由良町、印南町、みなべ町（清川地域）、日高川町、田辺市（旧田辺市街地を除く）、白浜町（日置川地域）、すさみ町、新宮市（熊野川、高田地域）、那智勝浦町（色川地域）、古座川町、北山村、串本町（平成29年2月24日現在）

③出 発 地：東京発着及び大阪発着をそれぞれ5回程度とすること。

ただし、合理的な理由等があると認められる場合は、和歌山県と別途協議のうえ決定する。

④集客目標：現役世代を中心に、原則として各回15名以上を集客すること（最少催行人数8名）。ただし、合理的な理由があると認められる場合は、和歌山県と別途協議のうえ決定する。また、参加者は、平成27年度及び28年度実施の現地体験会・ワークステイを含めて、原則参加回数通算3回以下の者に限り、応募締切後参加者を確定させる前に県に確認を求めるととする。

⑤効果検証：事業終了後に効果を検証するため、現地体験会実施中に、和歌山県への移住に関するアンケート調査を参加者に実施すること。また、必要に応じアンケート結果を累計すること。

ただし、アンケート内容は、県と協議して定めること。

- ⑥行程：原則として市町村が生活基盤等を紹介する機会を設けること。  
また、各回テーマを定め、当該テーマに従い、まちなか案内（市町村内の医療・教育機関、地域の空き家、過疎生活圏の施設等）や職業・地域活動体験（農林水産業、消防団活動等）、先輩移住者や地域住民との交流イベント等を実施すること。  
その他、行程の決定に際しては、県、実施市町村及び移住者受入協議会と十分に内容を協議すること。
- ⑦宿泊先：実施市町村と協議のうえ、原則として公共の宿、短期滞在施設、民泊等を利用すること。
- ⑧参加費負担：参加者から徴収する現地体験会への参加費（食費及び宿泊費）は、原則として1泊2日10千円/人以内、2泊3日20千円/人以内（すべて消費税等を含む）、小学生以下は無料とする。ただし、東京発着に限り、交通費の一部を参加者負担とし、その金額を提案することとする。

#### (2) 現地体験会への集客のための広告・広報

各回チラシを作成のうえ、原則として実施の2ヶ月以上前に広報及び申込受付を開始すること。また、チラシの内容を県移住ポータルサイト(WAKAYAMA LIFE)に掲載することとし、必要に応じてダイレクトメール配布やフォームメーカーを活用して集客を図ること。

#### (3) 現地体験会参加者へのフォローアップ

- ①県、移住推進市町村と連携し、現地体験会の参加者にフォローアップを行うこと。フォローアップの方法については、別途県と協議して定めること。
- ②フォローアップを行うために必要な地域の情報を収集すること。
- ③収集した地域情報は、SNS及び各種関係ホームページで情報発信が可能な電子データにして、その都度県に提供すること。

#### (4) 実施報告書の作成、提出

- ①(1)～(3)の事業終了後に、(1)～(3)すべての効果検証のまとめを行い、実施報告書を作成すること。
- ②電子媒体も併せて提出すること。

#### (5) その他目的を達成するために必要な業務

なお、事業の進捗、今後の方向性等を確認していくため、業務スケジュール

を立て、必要に応じて県と打ち合わせを実施すること。また、県から業務にかかる指示があった場合は、速やかに報告すること。

#### 4 対象経費

- (1) 現地体験会周知・募集に係る経費
- (2) 現地体験会実施に係る経費（車両借上料、参加者の食費・宿泊費(個人的な支出及び酒類等を除く。)、体験費用、講師謝礼、旅行保険料等)
- (3) 実施報告書作成経費
- (4) 上記作業にかかる人件費

#### 5 委託期間

契約締結日（平成29年4月1日以降）から平成30年3月31日まで

#### 6 その他

- (1) 本事業の実施にあたって委託業務より生じた収入がある場合は、その額を委託料から控除すること。
- (2) 本事業の実施にあたって取得した物品のうち、取得価額が3万円以上の物品については県に帰属するものとし、本事業終了後は県に引き渡すこと。
- (3) 県が実施するフォローアップ調査に協力すること。
- (4) 県が実施する他の移住推進事業及び委託事業者と連携をはかることで、相乗効果を上げること。
- (5) この委託により発生する報告書等成果物の著作権はすべて県に帰属する。
- (6) 本事業は、国費を用いて執行する予定であり、事業完了後5年間は事業に係る帳簿等を保管し、和歌山県監査委員や会計検査院の検査に協力すること。
- (7) 本事業は、公費が財源であることから、事業趣旨をよく理解したうえで、事業開始後であっても、予算の範囲内で県の指示に従うこと。